

高齢者虐待防止指針

訪問看護ステーションほおむ・幌向

1. 高齢者虐待防止に対する考え方

高齢者や障害者の方々が、地域の中で、尊厳を持って暮らしていく社会を構築していく上で、当事業所は、利用者の人権と尊厳をなにより大切に、看護・福祉を目指しています。よって高齢者や障害者の虐待を防止（高齢者虐待防止法第20条）するための措置を講じ、高齢者の尊厳を守るケアを推進していきます。

高齢者虐待防止法第2条第5項に掲げられている**介護施設職員の虐待行為**とは以下の事態を指します。

- (1) 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
- (2) 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食または、長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- (3) 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒否的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- (4) 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- (5) 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当な財産上の利益を得ること
また安易に行う身体拘束は利用者の生活を制し、尊厳ある生活を阻み虐待の一つになり得る行為です。

私たちは、虐待防止に向けて、以下の取り組みを行います。

2. 高齢者・障害者の虐待防止に向けての基本方針

1) 虐待の未然防止

高齢者の尊厳保持、人格尊重に対する配慮を常に心がけながら、サービス提供にあたります。

研修を通じ、従業者にそれらに関する理解を図り、また虐待防止法等に規定する施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解できるよう努めます。

2) 虐待の早期発見

従業者は虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）を講じます。また利用者及びその家族からの虐待等に関わる相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を講じます。

3) 虐待の迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合は、速やかに市町村の窓口に通報すると共に、通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力します。

3. 虐待の防止のための対策を検討する員会（以下虐待防止検討委員会）の設置

＜設置目的＞

事業所では虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を組成します。

虐待防止委員会は虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に増資するための以下の対策について協議するものとします。

- 1) 虐待防止検討委員会その他の事業所内の組織に関すること
- 2) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- 3) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- 4) 虐待等について従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- 5) 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- 6) 虐待等が発生した場合、その発生原因などの分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- 7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

＜虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者＞

本委員会の**運営責任者は事業所の管理者・担当者は岩岡有希子**とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施します。

4. 虐待の防止のための従業者に対する研修

介護に関わる全ての従業者に対して虐待防止、尊厳保持、人権を尊重した介護、看護の励行に努め、職員教育実施します。

1) 年に1回以上の職員研修を開催

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発に努めます。そのため研修プログラムを作成し、定期的な教育（年に1回以上）を開催します。

（プログラム内容）

- ・高齢者（障害者）虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・高齢者（障害者）権利擁護事業・成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解 ・早期発見・事実確認と報告・通報等の手順
- ・発生した場合の改善策

2) 新入職員への研修

新入職員へ本指針について説明し、虐待防止マニュアルや取り組みについて説明し、虐待防止に向けた研修を行います。

3) 職員のストレス対策のための研修

職員の指導的立場にある主任以上の役職者を対象に、法制度の理解、介護に関する実践的手法の習得や怒りのコントロール等を含むストレスマネジメントを含む研修に参加し、伝達講習や施設内研修を行ないます。

4) 記録の保存

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し（電磁的記録など）により2年間保存します。

5. 虐待又はその疑い（以下「虐待等」）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待が発生した場合には、速やかに市町村に報告すると共に、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合、市町村等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

<養護者による高齢者虐待>

- 1) 従業者が養護者による虐待等を受けていると気づいた際は、速やかに担当者へ報告します。
- 2) 担当者は必要に応じ関係者に事実確認を行ない、虐待等の事象が事実であると確認された場合、市町村へ通報を行ないます。（通報の義務：法第21条）

<養介護施設従事者等による高齢者虐待>

- 1) 従業者等が他の従業者等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- 2) 担当者は報告を行なった者の権利が侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行なった当人に事実確認を行ないます。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また必要に応じ、関係者から事情を確認し、その経緯は、時系列で概要を整理します。
- 3) 虐待防止検討委員会を開催し、事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合は、速やかに法人へ報告し市町村へ通報します。当人に対しては改善を求め、必要な措置を講じます。
- 4) 上記の対応を行なったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断された場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- 5) 事実確認を行なった内容や、虐待等発生した経緯を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案が、なぜ発生したのか検証し、原因の除去と再発防止策を合わせて市町村に報告します。
- 6) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行ないます。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行ないます。

8. 虐待等に関わる苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談を受け付けた担当者は、寄せられた内容を、苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行なった者である場合には、他の上席者に相談します。苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。対応の流れは上記「6. 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に準じ対応します。苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は求めに対しいつでも職員、利用者及びご家族が自由に閲覧できるよう当該施設の見やすい場所に掲示します。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

各地区社会福祉協議会や老人福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修会には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。